

掛川市選挙管理委員会告示第12号

平成25年4月21日執行の掛川市長選挙及び掛川市議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成25年4月14日

掛川市選挙管理委員会  
委員長 大場 浩

- 1 投票所名 第21投票所
- 2 閉じる時刻 午後7時